

令和3年度 第3回 木更津市男女共同参画推進委員会 会議録

□ 開催日時：令和3年1月17日（月）午後2時00分から3時30分

□ 開催場所：木更津市役所 駅前庁舎8階 防災室・会議室

□ 出席者：（委員）佐伯康子、藤森けい子、臼井弘子、鳥飼優子、石井溪、尾崎潤、
根本清志、竹内孝夫、小林晶子、石渡亮輝、河原林裕、小野久美子
（敬称略）

（木更津市）山口企画部長、篠田企画部次長、羽賀係長、松木主任主事

□ 議題及び公開又は非公開の別：

（1）「木更津市男女共同参画計画（第5次）」の策定について【公開】

（2）その他【公開】

□ 傍聴人：なし

1 開会

（事務局：羽賀係長）

本日の司会を務めさせていただきます地方創生推進課の羽賀と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和3年度第3回木更津市男女共同参画推進委員会を開会いたします。

本日の出席委員数は13名中、12名であり、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立いたしました。なお、影山委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本会議は「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定により、会議は公開で行い、会議記録及び会議資料も公開となります。

それでは、会議の開催に際しまして山口企画部長よりご挨拶いたします。山口部長お願いいたします。

2 部長あいさつ

（山口企画部長）

皆様、こんにちは。企画部長の山口でございます。本来であれば市長が出席し、ご挨拶を申し上げるところですが、公務が重なり出席ができませんので、私から一言ご挨拶申し上げます。

佐伯委員長を始め、各委員の皆様には、ご多用の中、会議にご参加いただき、誠にありがとうございます。本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、オンライン会議とさせていただいたところでございます。ご不便があるかと存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

今年度、第3回目となります本日の会議は、第5次計画の素案について議題とさせていただきますが、前回の会議で委員の皆様から頂戴しました様々な意見を踏まえるとともに、

庁内各課からの意見、オンラインによるアンケート調査等を反映させる形で計画の素案を改めましたので、その内容についてご説明させていただき、皆様からご意見を頂戴したいと思います。今後、本計画に基づき、性別等にかかわらず、あらゆる人々が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を推進してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

本日は、どうぞ、よろしく お願いいたします。

(事務局：羽賀係長)

ありがとうございました。

それでは、附属機関設置条例第6条第1項により委員長が議長となることとなっておりますので、佐伯委員長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3 委員長あいさつ

明けましておめでとうございます。皆様、1月のまだまだお出になりにくい時期に参加してくださいまして、どうもありがとうございます。

ちょうど先週の金曜日、参議院議員の武見敬三先生の事務所に伺うことになりまして、ちょっとお話をさせていただきました。武見先生は、コロナウイルスの、自民党のいろいろな策定のときに関係してらっしゃる先生なんですけれども、コロナ対策においてまず会うなり、「全員かかると思う覚悟を持った方がいいよ」と言われました。

冗談じゃないという風に申し上げましたら、「いや本当に感染力が強いんだ」と、そして「何よりも怖いのは、今は出歩いた若い人たちの感染のレベルだから、まだその重症化が少ないんだけれども、これがどんどん罹患率が増えていくと、インフルエンザよりも軽いんだ」というように考える人もいるけれども、怖いのは前例がないことだ」と言うんですね、高齢者がかかったときの症例はないわけですし、そんな中で一番我々にできることは、とにかく基本的なこと、マスクをする、密にならない、そして大声でしゃべらないなどのことなんです。

ですから今日このようにズームにさせていただけたというのも、ある種時代の流れと、コロナ禍の中では、やむを得なかったことかなという風に思っております。

そんな中で、今、木更津市男女共同参画計画の第5次の策定について、一生懸命やっていきたいという風に思っておりますので、どうぞ皆様、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

4 議題1 「木更津市男女共同参画計画（第5次）」の策定について

(佐伯委員長)

議題の1番目、木更津市男女共同参画計画、第5次の策定を議題としておりますので、事務局からのご報告をお願いいたします。まず、篠田次長から、そして詳細にわたっては事務局から報告をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

（事務局：篠田次長）

地方創生推進課長の篠田でございます。私からは、まず、第5次計画の全体的な考え方、基本的な部分についてご説明させていただきます。

前回の委員会でお示しした素案は、男女共同参画を取り巻く社会情勢や国・県の動向、本市がこれまで進めてきた取組や現状の課題等を踏まえ、事務局における考え方を反映させた、いわゆる「たたき台」としての素案となっております。

その後、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見や、庁内の各担当課からの意見を反映させるとともに、事務局において改めて国・県の考え方、他自治体の取組事例等を調査し、これを参考に必要な調整を加えさせていただきました。

それでは、まず、第5次計画の基本的な考え方に関してですが、前回の委員会では、国の男女共同参画社会基本法、第5次男女共同参画基本計画に基づき「男女共同参画の視点」での計画であると考えている旨をご説明いたしました。

これに対して、皆様からは、男女だけではなく、LGBT等の方々も含めた、全ての市民等を対象とした計画となるよう、計画の対象を広げるべきではないか、といったご意見をいただいたところでございます。

このご意見等を踏まえまして、改めて調査、検討、調整を行い、まず、これまでの基本的な考え方である「男女共同参画社会の実現」というキーワードから、「性別等にかかわらず、誰もが自分らしく、安心して暮らすことができるまち」を「計画の目指すべき姿」として位置付けることといたしました。

また、主要課題に「性別等にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会環境の整備」を、この中に「多様な性を認め合える社会づくり」という施策を新たに置き、女性だけではなく、男性も、LGBTをはじめとした性的マイノリティの方々も重要な対象として位置付け、本計画の中で整理していくこととしました。

なお、高齢者や障害をお持ちの方、外国人の方々等に対する整理については、性的マイノリティの方々も含め、これらの方々が生計上の困難を抱えている場合に、例えば、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合などに対応するため、支援体制の整備や支援策の充実といった環境整備に取り組んでいくこととしました。これらは、主要課題5「性別等にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会環境の整備」の中で整理してございます。

前回の委員会でご説明いたしましたとおり、高齢者、障害者、外国人等に対する取組は、市としての方向性を基本計画等でお示したうえで、それぞれの施策については、個別の方針・計画により進めていくこととなりますが、各施策間の連携や横断的な取組が必要不可欠でございますので、もちろん連携・調整を図っていきますし、今回の男女共同参画の視点での取組についても、まずは、皆様にご審議いただいている第5次計画の中で整理したうえで、各施策、それぞれの個別計画の中でも、男女共同参画の視点での取組をしっかりと進めさせていただくこととなります。

次に、市民アンケート及び事業所アンケートについては、12月16日からオンラインで実施し、当初の予定を延長して1月14日まで実施いたしました。

回答数は、市民アンケートが437件、事業所アンケートが52件となり、決して十分なサンプル数とは言えないものの、いちおう施策の方向性や指標設定に活用することができるのではないかと考えました。

アンケート結果に基づく指標設定の変更等は、この後、計画の変更内容の報告の中で、ご説明させていただきます。

なお、アンケート調査については、来年度以降も継続したいと考えており、場合によっては、オンラインではなく、無作為抽出での郵送による方法への変更も検討したいと思っています。この結果によっては、目標値の変更や、指標そのものの変更についても検討することとなると考えております。

次に、皆様には、本年度、男女共同参画条例の制定を予定している旨をお話したところですが、前回いただいたご意見等により、条例が男女だけではなく、性の多様性も含めたものとするのか、性別以外の多様性も含めた「共生社会の実現」といった広い視点での条例とするのかなど、改めて整理する必要があると判断し、検討には相当の時間を要するため、令和4年度の条例制定を目指すこととさせていただきたいと考えております。

本計画案の中にも、令和4年度の実施計画として、条例制定を位置付けさせていただいております。

以上が、前回の委員会以降の、第5次計画策定に関する変更のポイントでございます。

前回ご説明したとおり、第5次計画では、計画の目的・理念・目標等を改めて整理するとともに、計画の中では施策レベルの方向性をお示しすることとし、事業レベルの実施計画については、毎年度実施計画の策定により位置付け、進行管理を行ってまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

（事務局：松木主任主事）

地方創生推進課の松木です。よろしくお願いいたします。私からは第5次木更津市男女共同参画計画の内容についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。まず、第1章の計画の基本的な考え方から説明いたします。

男女共同参画社会の実現に向けてということで、「1999年6月に制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

その上で、国は、2020年12月に第5次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくものとし、地方は、地方公共団体における計画の策定と施策の推進を図ることとしています。

木更津市では、1995年3月に木更津市女性行動計画『デュエットプランきさらづ』が策定されて以降、男女共同参画計画を第1次から第4次まで策定し、さまざまな施策を推進してまいりましたが、社会において女性の力が十分に発揮されているとは言い難く、依然として男女間格差や不平等が存在している状況です。

さらに、近年は、少子高齢化のさらなる進展と本格的な人口減少社会が到来するほか、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な危機も重なるなど、新たな男女共同参画の視点が必要となっている状況です。

この不確実性の大きい時代を乗り越え、将来にわたり持続可能な社会を構築するためには、誰もが性別等にかかわらず、自分らしく安心して暮らせることが重要であり、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が重要な課題となっています。

木更津市は、SDGsにおける目標5『ジェンダー平等を実現しよう』の達成をめざし、木更津市 人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例の第3条第3号に規定する『多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること』を実現するため、性別等にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現へ向けて、市民や企業、地域社会とともに、地域の特性を踏まえた実効性のある施策を推進していきます。という風にうたっております。

2番目ですが、計画の位置付けとして、まず、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく計画となっております。あと、木更津市第2次基本計画や第2期木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2期オーガニックなまちづくりアクションプランとの整合性を図って参ります。

3番目、計画の期間ですが、令和4年度から8年度までの5年間の計画となっております。

続きまして、第2章、計画の内容についてご説明いたします。

1番目、計画の目的と基本理念です。本計画は、性別等にかかわらず誰もが互いの人権を尊重し、ともに喜びも責任も分かち合うことで、個性と能力を発揮できる豊かで活力ある持続可能なまちづくりを推進し、次世代につなげていくことを目的としています。

本計画のめざす姿として、「性別等にかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるまち きさらづ」というキャッチフレーズを掲げています。

このめざす姿を実現するため、次の5つの基本理念を位置付け、基本目標や主要課題、施策の方向性を定めます。この基本理念ですが、これは男女共同参画社会基本法の理念を参考にしてそれに沿ったものとなっております。まず1番目が「人権の尊重」、2番目が「社会における制度や慣行への配慮」3番目が「方針の立案・決定の場への共同参画」4番目が「家庭生活や地域活動との両立」5番目が「国際的な取組に対する理解と協力」となっています。

こちらの基本理念に基づき、基本目標を4つ定めています。まず1番目の基本目標が「あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」と題しまして、男女が互いに協力して支え合い、仕事と生活の調和をとりながら生涯を通じて充実した生活を送ることができる環境

づくり、そして多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、誰もが個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野において活躍できる環境づくりを進めますという風に言っています。

2番目の基本目標ですが、「安全・安心に暮らせる社会づくり」としまして、「性別等にかかわらずひとりの個人として重んじられ、社会全体で多様性を尊重する多文化共生の考え方を推進することなどを通して、誰もが自らの存在に誇りを持って安心・安全にいきいきと暮らせる社会づくりを進めますという風に記載しています。

基本目標3は「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」と題しまして、男女が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれずに活躍でき、安心・安全に暮らせる社会の実現をめざして、意識づくりや教育・学習等の基盤づくりを進めると、記載しています。

基本目標4ですが、「計画を積極的に進める体制づくり」と題しまして、本計画を円滑に実施するため、全庁的な施策の推進を行いながら、男女共同参画社会の実現に向けた体系づくりを進めて参ります。また、PDCAサイクルに基づいて、施策の進捗状況の把握と評価を継続的に行うことによって、その結果を次年度以降の施策に反映させますと記載しています。

続きまして第3章では施策の体系について記載しております。左側の黒くなっている部分が、それぞれ基本計画1から4となっており、右に行くに従って、真ん中が主要課題1から10まで、その下に25の施策がぶら下がっているという形です。

今回、前回と比べて変わった部分といたしまして、基本目標2「安全・安心に暮らせる社会づくり」の主要課題5「男女共同参画の視点に立った社会環境の整備」が「性別等にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会環境の整備」という風にタイトルが変わっています。あと、その下の施策に、「多様な性を認め合える社会づくり」という施策を追加しています。

次は、皆様からいただいたご意見を、どんな形で反映させたかについてご説明いたします。

資料の3をご覧ください。タイトルが、「第5次計画素案 意見照会結果及び計画案への反映」となっており、一番左側が通し番号になっておりまして、この隣の該当ページというのが、資料2の素案のページに対応しています。

まず1番目、竹内委員からいただいた「地域力向上について、地域のキーパーソンを活用できるように」というご意見ですが、基本目標1の主要課題2、施策3「地域活動における男女共同参画の促進」の中、「地域づくり担う人材の育成を図ります」のところに、「キーパーソンとなりうる人材の発掘及び育成を」という風に文言の修正をいたしました。具体的な内容については、年度ごとに各課で作成する事業計画に取り込めるように今後話し合いを進めていきたいと思っております。

2番目、臼井委員からいただいた、「ヤングケアラーに関して、外部のソーシャルワーカーをうまく活用できないか」というご意見に対しましては、計画の中に直接記載はしてないのですが、基本目標1の主要課題2、施策1「子育て・介護への支援」の中において、担当課が作成する年度事業計画に反映できるように働きかけを行って参ります。

3番目、鳥飼委員からの意見で、「母の会、女性の会とかのネーミングの件」ですが、こち

らから全庁的に照会をかけて、男女共同参画の視点から見て適切な名前であるか、もし何か問題があるようであれば、ちょっと考えてくださいという風に今後提案していくということで、基本目標3の主要課題8、施策3のところに内容を追加しております。

4番目、河原林委員からいただいた「数値目標がない」という点ですけれども、ただ自己満足で終わってしまうような指標ではなくて、市民アンケートで実際の意識、意見を基にした指標を立てて、実効性のある指標にしたいということで5つの項目を市民アンケートに基づいたものと差し替えさせていただきました。

5番目、小野委員からいただいた意見ですが、「分かりやすい表現など、このスタイルを」ということだったんですが、この考え方に沿って計画案の作成を行わせていただきました。

6番目、素案10ページですが、尾崎委員からいただいた、「育休の問題で、業務の効率化という視点を切り込んだらどうか」という話でしたので、こちらを基本目標1の施策1「ワーク・ライフ・バランスの普及促進」のところに「職場全体で業務の効率化を推進することなどを通して、」という文言を追加させていただきました。

7番目、小野委員からいただいた「地域活動における男女共同参画の促進についての指標で、現状49%を5年間かけて50%にするのはいかがか」という話でしたが、こちらはほぼ目標を達成してるということと担当課から、こちらの数値を把握できる状況ではなくなったということを踏まえまして、本指標を削除させていただきました。

8番目、鳥飼委員からの「LGBTと男女というのは矛盾があるんじゃないか」という話がありましたので、この計画のめざす姿を「性別等にかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるまち きさらづ」というものにして、その中で基本目標2、主要課題5、施策2「多様な性を認める社会づくり」という項目を追加し、性的マイノリティと男女共同参画とのバランスを取らせていただきました。

9番目、こちらも鳥飼委員からのご意見なんですが、「啓発が一方的かつ一方通行になりがち」ということなので、この部分について、基本目標3の主要課題8、施策2の「男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供」の中の「いろいろなメディアを有効に活用して情報収集・発信を行い、」のところに「双方向の」という言葉を追加させていただきました。

10番目、河原林委員からの意見で「国が変えないからと言わず、全木更津市民共同参画計画としてみたらどうか」という話があったんですが、本計画は男女共同参画社会基本法に基づいた法定計画で、見直しにより性的マイノリティも計画の対象として位置付けることとしたのですが、高齢者、障害者、外国人等に対しては、すでに個別の方針や計画がありますので、それに基づいて取り組んでいくこととし、男女共同参画の取組も含めて、各施策間で連絡や調整を図りながら取り組んでいくこととさせていただきます。

11番目、河原林委員の意見ですが、「抽象的なので、もっと具体的に」というご意見に関しましては、年度ごとの実施計画に具体的な事業を記載して計画を進めていくこととしているので、計画では施策の枠組みや方向性を示すところまでにとどめていますが、施策の主な取組の中の例示を一部見直し、施策の内容がイメージできるようにいたしました。

12番目、河原林委員からいただいた「女性管理職の目標が15%というのはちょっと低いのではないか」という話だったんですけれども、男女問わず募集を行っているのですが、応募者の人数の男女比が7対3ということもあり、女性管理職の割合が少ない状況となっております。また、女性は定年より前に退職するケースも男性より多いことを考慮して目標値を設定しております。

13番目、藤森委員からいただいた意見で「女性の管理職の割合が5年後に2倍となっていますが、そのためには横からのサポートがやっぱり必要なんじゃないか」というご意見に関しましては、基本目標1の主要課題2、施策1「子育て・介護への支援」の中において、担当課の年度事業計画に反映できるよう働きかけを今後行って参ります。

14番目、法律の名称について、配偶者の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の略称ですが、法律の略称をDV防止法に修正しました。概要版の方がまだ直っていないようですので、この後で修正させていただきます。

15番目、「啓発のチラシについて一方的に送りつけて、調査とかしないのはどうか」という話だったんですけれども、年度事業計画の作成の時に、啓発についての注意事項として各課に注意喚起を行うことといたします。

16番目、小林委員からの意見で、「まず数値目標を行政が示すのは分かるけれども、それを企業などに発信することも必要」ということで、毎年6月にある男女共同参画週間における啓発や今後は毎年実施する事業所アンケートの回答依頼送付の際に行政の取組について発信を行い、アピールしていきたいと思えます。

17番目、影山委員からの「指標を企業や団体というところに広げた方がよりリアルなものになるのではないか」という意見について、実施した事業所アンケートの結果を活用し、企業における取り組みの成果を図る指標を今回設定させていただきました。

18番目、藤森委員からいただいた意見で「サポート体制ができていればもっと管理職を希望する女性がいるはずということで、こういったものをどう発信していくかということに関して教員などに研修を行う」という話がありましたので、基本目標3、主要課題9「男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」の中に、教職員が男女共同参画の視点を得られるように、研修の機会を提供する旨の記述を行っております。

19番目、鳥飼委員からの意見で「双方向性ということで市の番組に身近なゲストを招いて討論したらいいのではないか」といった話がありました。基本目標3の中で、双方向というのを先ほども説明しましたが、そういったものを積極的にやるよう年度事業計画で全庁的に働きかけを行って参ります。

ここからは庁内照会の内容が記載されております。所管課がここじゃないよといったことが記載してあります。こちらは後でご覧になっていただければと思いますので、省略させていただきます。

続きまして、特に前回の素案から大きく変わった点についてご説明させていただきます。

資料の2-5の、新しいこの案の中で見ますと、19、20ページです。この中の現状と

課題の2番目です。

「性的指向、性自認（性同一性）に関すること等を理由とした社会生活上の困難を抱えている、LGBTなどの性的マイノリティについての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めていく必要があります」という風に、追加をさせていただいて、次の20ページではこの件について一つ項目立てして、追加させていただいております。

まず、タイトルとして「多様な性を認め合える社会づくり」と題しまして、「これまでの男性や女性といった性別の違いだけでなく、さまざまな身体的性別・性的指向・性自認のあり方をもとにした性の多様化が進み、性的マイノリティへの対応が新たな課題となっています。市民や企業に対し、性的マイノリティへの理解を深め、多様性を尊重できる社会の実現に向けて啓発活動や情報提供を積極的に行います。また、パートナーシップ制度等の導入について検討を行います」という風に記載させていただいております。

主な取組として、まず1つ目が、性的マイノリティの理解のための啓発、情報提供、研修の実施ということで、市民活動支援課と地方創生推進課を所管課に挙げております。

2つ目、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の導入検討ということで、市民活動支援課と地方創生推進課で協議を行い、実現に向けて取り組みたいと考えております。

次に、アンケートの結果に基づいて指標に変更がありましたので、そちらを説明させていただきます。

資料4をご覧ください。まず左側が修正する前の指標で17項目あるんですけども、これを今回新たに20項目へと修正しております。

まず、職場内で男女が平等であると感じる人の割合ということで、こちらは市民アンケートの評価に基づいて指標を設定させていただいております。

現状値が38.6%と低くなっていますので、他の自治体の公表数値などを参考にして、60%という目標を設定させていただいております。

次に、こちら企業アンケートの方でお尋ねしたんですけども、女性活躍推進法における企業責務の認知度ということで、現状64%となっていますので、目標を80%とさせていただいております。

「市職員の年次休暇取得」に関しては削除し、「待機児童数」と「市男性職員の育児休業」はそのままにした上で、「家庭内で男女が平等と感じる人の割合」や「地域活動の場で男女が平等と感じる人の割合」という項目をアンケート結果に基づいて設定させていただいております。まず家庭内の方が37.2%、地域活動の方が34.4%という結果でしたので、目標は両方とも60%に設定しております。

主要課題3の中ですが、「管理職に女性を登用している企業の割合」ということで、アンケートの結果が62%でしたので、こちら80%と設定させていただいております。

次、「配置や昇任において男女格差がないと答えた事業所の割合」ですが、こちらが86%という結果を得ていますので、こちらは100%とさせていただいております。

主要課題3の「女性のいない審議会の割合」、「市職員の管理職に占める女性の割合」、「新

審議会等における女性委員の割合」については、以前の資料のままとっております。

基本目標2の主要課題4ですが、まず「広報を利用したDV防止に関する情報提供」という指標を、アンケートの結果に基づいて、「DV相談窓口を知っている人の割合」の現状値が51.5%となっていましたので、他市のものを参考にして、80%という目標を設定させていただきます。

「ハラスメント防止の取組を行う企業の割合」ですが、こちらもアンケートでお聞きして72%という数字が出ていますので、こちらも目標を80%に設定させていただきました。

主要課題5ですが、「性的マイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思う人の割合」が76.9%という結果でしたので、少なくとも半分の人は生活しづらいと思わないようなところを目標とするということで、50%に設定させていただきました。

主要課題6の「がん検診受診率の向上」ですが、前回お示しした指標では、5つの病気があったんですけども、女性に特有のがんというものに絞って、子宮頸がんと乳がんの2つに項目を修正させていただきました。

「若年期健康診査受診率の向上」と「特定健康診査受診の向上」に関しては、前回の指標のままとっております。

次の目標3の主要課題8「社会全体で男女が平等と感じる人の割合」が14.1%でしたので、ちょっと高いとは思いますがそれでも60%と設定しております。

9番目「学校教育の場で男女が平等と感じる人の割合」が、現状値が61.9%でしたので、10%上乗せして、70%とさせていただきます。

10番目、「男女共同参画という言葉の認知度」と「市職員の男女共同参画研修における理解度」という指標を設定し、今回のアンケートでこちらの設問を忘れてしまったので、来年以降に実施するアンケートで現状値を把握し、これらは両方とも100%であるべきだということで100%と設定しております。

アンケート結果については、資料5の中に生の数字を挙げてありますので、後程ご覧いただければと思います。私からは以上です。

(佐伯委員長)

今事務局から説明がありました。委員の皆さん何かご質問ご意見ございますでしょうか。

前回の委員会から、あまり時を経ないで委員の意見、それから1ヶ月間にわたる市民アンケートの結果なども入れてくださってのもので、とても前回のことを覚えておりますし、こういう形で入れてくれたんだということも分かります。委員の皆様、ご意見や質問等よろしくお願いいたします。

何でも結構でございます。河原林委員、ずいぶんご意見いただいたことに対して、反映する姿勢を見せてくれておりますけれどもいかがでございますか。

(河原林委員)

とてもいろいろと意見を反映していただいて本当にありがとうございます。

いろいろ検討いただいたこと、きっとご苦労されたんじゃないかなと思いますが、1点だ

け先ほどの説明で気になりました。L G B Tのところ、多様性が拡大してきたとかなんかそういう表現だったと思うんですけど、そうではなくて単にそれが明らかになってきて、昔からそういう人はいたんだけどすごく抑圧されてたっていうようなことじゃないかなと思うので、その表現だけはちょっと変えていただいて、多様性が進んできたとか何かそういう書き方じゃない方がいいのかなという風に感じました。

それからもう1つ、黄色に色がついてるところで、50%が47%になってるところがあったように思いますので、その辺の確認はしていただければと思います。以上です。

(佐伯委員長)

どうもありがとうございます。事務局いかがですか。

(事務局：羽賀係長)

ご意見ありがとうございます。素案の主要課題5、20ページにございます施策の2「多様な性を認め合える社会づくり」の中で、ただいま河原林委員からご指摘いただいた点が、1段落目にございます。「これまでの男性や女性といった性別の違いだけでなく、さまざまな身体的性別・性的指向・性自認のあり方をもとにした性の多様化が進み、」という部分、こちらについては、ご指摘を踏まえまして言葉の方を少し検討させていただきたいと存じます。

指標の中で、おそらく特定健診の受診率であったかと思いますが、先ほど説明の中で50%というようなご説明をしたというご指摘ですが、こちらについては、国民健康保険の計画の中で47%というような目標設定がされていたかという風に記憶をしてございますので、そのあたり数字をですね、今一度確認をした上で、事業を進めております保険年金課の計画と照らし、適切な数字に修正したと思います。

(佐伯委員長)

他に委員の皆様、質問、あるいはこのところこういう意図だったんだけど、こうならないとか、何か意見がございましたら、お願い申し上げます。

先ほどその市民アンケートが437件、これが約1ヶ月間のアンケートでございましたよね。ご説明のときには、十分じゃないかもしれないけれどもとおっしゃいましたけれども、1ヶ月の間に500件弱のアンケートが届いたということは、そんなに低い割合でもないように思いますので、それを反映していただけたということはよかったのではないかなという風に私個人的には思います。

(事務局：篠田次長)

そうですね。ありがとうございます。

ちょっと企業の方が、まず数的にもうちちょっとあった方がいいのかなと思っていますが、個人の方、市民の方のアンケートについては、数的に500近い回答数ということで、一応使える数字なのかなと考えております。

ただちょっとですね、投げかけ方に原因があり、ちょっと公務員の方の回答率が多い状況になってしまっていて、その偏りみたいなのがありますので、次回はできれば無作為抽出で

のアンケート調査という方が、正しい数字にはなるのかなと考えております。

（佐伯委員長）

ありがとうございます。その他、委員の皆様、ズームという難しい方法でせっかく参加してくださってるわけですから、何かございましたらどうぞ。

ミュートを外していただいて、ご発言いただければという風に思います。

（尾崎委員）

東京電力パワーグリッドの尾崎と申します。発言よろしいでしょうか。

（佐伯委員長）

お願いします。

（尾崎委員）

資料3の第5次計画素案意見照会結果及び計画案への反映の4ページ、番号でいうと21項目のところなんですけれども、ここで意見等というところで指標の「自主防災組織の防災訓練への女性の参加割合」についてです。今後は参加割合を把握できる体制がないってところなんですけど、こちらに対し、把握できる体制じゃないというのは、調べることができないという理解で合ってますでしょうか。

（佐伯委員長）

事務局いかがでしょうか。

（事務局：松木）

基本的にはそのような理解でよろしいと思います。

（尾崎委員）

これ、現状の、例えば資料A4の方では、もともと入っていた指標なんですよね。で、今後はこれが取れなくなっちゃったということかと思うんですけれども、そのあたり何が変わったかっていうのはちょっと分からなくてですね、その体制は当然、ちょっとあまり手間をかけてしまうと、それでもものすごく手間がかかっちゃうということが問題なんですけれども、状況を把握したり、これを改善していくっていう必要性があるという観点から多分設定されてるものかと思いましたので、その辺りは難易度によると思うんですけど、可能であれば取っておくべきなんじゃないかなという風に思った次第です。

（佐伯委員長）

可能であれば、この数値を取っておいた方がという意見についてはいかがでしょうか。

（事務局：篠田次長）

現行の計画上では指標として設定されているものではなく、前回お示しした事務局が策定した案として、こういう指標が考えられるのではないかとということでお示ししたんですが、担当課に確認したところちょっとこの数字が取れないということでしたので、取り下げとなりました。

要はその女性、男性という数字が、訓練の時に多分把握できないということだと思うので、あればあった方がいい数字だとは思いますが、引き続き担当課とは、そういう数字が取れる

ように働きかけをして、指標設定できるものを追加するというようなことも今後考えていきたいと考えております。

（佐伯委員長）

ありがとうございます。今の回答でいかがでしょうか。

（尾崎委員）

分かりました。資料4の現状値で49%となってるものというのは、これが実際の値っていうことなんですか。

（佐伯委員長）

事務局どうですか。

（事務局：篠田次長）

毎年、進行管理をする際に担当課から数字が上がってですね、それに関しては、実際の数字だという風に理解しております。

ただ、今回、事業も見直して数字を取るのをやめてしまったという話で、49%を5年間で50%にするというのもどうなんだろうかということもありまして、総合的にこちらは削除すると判断させていただきました。

（尾崎委員）

分かりました。ありがとうございます。

（佐伯委員長）

委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

（鳥飼委員）

前回のPTAについての意見で、母と女性の会とかを反映していただいてありがとうございました。ネーミングっていう風に断定した言い方をしてしまったんですが、時代的にもうそれを行うこと自体が時間的な問題とかで結構厳しくなっているのかなっていう会議でもあるわけなんですね。母親委員会とか母と女性の会議は平日の真昼間にあるんです。

皆さんも仕事をしているから、仕事を休んでまでやるっていうような内容なのかっていうとフラワーアレンジメントであったり、あんまり子育て関係あるかなみたいなことをやってたりとかですね、それも委員の人たちがひねり出して一生懸命考えてくれて、皆さんのためになればという風に考えてくださってる部分でもあるんですけれども、正直そういう時代にそぐわないものであれば、廃止という方向も考えていただけたらなと思うんですね。

ただ、これが例えば、日本の中で決まってるとか県で決まってるとかでしたら、もちろん市がやめてよっていうわけにもいかないと思うんですけれども、ちょっとそこは何か違うんじゃないかなっていう部分もあったので、名前についてだけではなくて、そのもののあり方自体をちょっと考えていただけるような言い回しに、変えていただけたらいいんじゃないかなと思うんです。今は団体名がジェンダーの視点から見て適切であるかをチェックしているので、そのあたりについても、うまいこと考えていただいて変えていただくことができればいいなって思います。

(佐伯委員長)

ありがとうございました。今の鳥飼委員のご意見、いかがでございましょうか。

時代の流れと、それから、そのものが置かれている国・県・市の立場、その他いろんなことを踏まえてということなんですけれども、事務局いかがでございましょうか。

(事務局：篠田次長)

P T Aという団体に限らずの話ではないのかなという風には考えるので、ちょっとその言い回しも含めて、検討させていただきたいと思います。P T Aについては、学校や教育委員会とも話した上でどうなのかっていう実態を把握した上で、他の分野についてどうなのかっていう風に総合的に考えて、盛り込んだほうがいい文言があれば、適当な文言を加えたいと思います。

また、名前だけではなくて、組織のあり方についても変えることを検討したりとか、あり方を考えていこうというような内容なのかなという風に考えますのでちょっと検討させていただきたいと思います。

(佐伯委員長)

ありがとうございます。鳥飼さんよろしいでしょうか。

(鳥飼委員)

逆に、存続していきたいんだったら、今の時代に沿うようなやり方を検討してもらうようにして欲しいです。

(佐伯委員長)

ありがとうございます。他に何かありますか。藤森委員お願いします。

(藤森委員)

アンケートの中で、社会全体の男女平等とを感じる人が14.1%、学校教育の場が61.9%とあまりにも差があって、アンケートの回答は公務員が多いっておっしゃってたのですが、社会全体として14.1%というのとらえ方をしているのでしょうか。答えていただいた方が公務員だから、これだけの差になったということなんですよね。

(事務局：篠田次長)

そうですね、確かに公務員の回答率が44%で、比率的に高くなっているんですが、この結果は決して、公務員が多いからということではなくて、公務員も含めて、皆さんはそういう風を感じていらっしゃるということです。

社会全体で低いと感じると思いますが、他の自治体のアンケート調査を見ても、同じような結果が出ておりますので、社会全体では、あまり男女共同参画が進んでいないという意識の方が多いのではと感じているところです。

(藤森委員)

別々ではなくて、全体としてやはり14.1%というのとらえ方でよろしいわけですね。

(事務局：篠田次長)

はい、大丈夫です。

(藤森委員)

学校教育の場では男女平等と感じる人が6割ぐらいいるという考え方で、社会全体が14.1%と男女平等を感じて人が少ないというようなことが逆にすごい数字だになっていう感じがしました。

(事務局：松木)

補足させていただいてもいいですか。

まず千葉県が男女の平等意識のアンケートをした時の結果が、社会全体で平等だと感じる方が千葉県全体で13.5%、学校教育の場については51.5%となっていますので、傾向としてはほぼ同じ感じだったんです。

ですので、今回公務員が多かったからというよりは、全体としてこういう傾向があるという風に理解してもいいのかなと考えております。

(藤森委員)

公務員が非常に多かったってことですよね。

(事務局：篠田次長)

全体のうち、40%ぐらいが公務員の方の回答だということです。

それ以外の6割近くの方は公務員以外の職種の方がお答えになっています。

(藤森委員)

どちらかといえば公務員が、男女格差っていうかあまり格差がないとか、公務員でいいですよというような声を聞くんですけども、逆に公務員以外の方で、男女共同参画、男女平等っていう風なことについての案件に機会があれば、そちらの方も少しご協力いただくような形で呼びかけをしていただけたらいいんじゃないかなという風に思います。

(事務局：篠田次長)

公務員、公務員以外の方、それぞれお答えいただいている内容をですね、クロス集計っていう、公務員以外の方がどういう傾向なのかデータも分析できますので、おそらくこの設問に関しては公務員であろうが、公務員以外の方であろうが、傾向としては社会全体で男女平等って思ってる方は1割2割程度、学校教育現場では大体の方が男女平等だというふうに感じてらっしゃるっていうことの表れなのかなあという風には考えております。

(佐伯委員長)

副委員長の小野さん今日出てらっしゃいますよね。先ほど、前回の委員会でのご意見も踏まえまして何かありますか。

(小野委員)

短い間に、いろいろな点を修正していただいたので、どうしてもここがというようなことはそんなに出なかったんです。個々の意見がいろいろ出たんですが、ただ一つだけ、ちょっと少し変えていきたいなと思ったことが、最初の男女共同参画計画の概要のところなんですけれど、概要の中の第1章「計画の基本的な考え方」の中段から下ぐらいのところに、木更津市はSDGsにおける目標の文言の後の行ですね、「市民や企業、地域社会とともに、地域

の特性を踏まえた実効性のある施策を推進していきます」という風を書いてあるんですけれど、木更津市として、この地域の特性というのをどういう風に踏まえてこの文言を入れたのかなと。現在の木更津市の地域の特性の最たるものは何で、これから５年間、何かをやっていくための、この地域の属性を踏まえた実効性ある施策っていうのは、どんな風にこの中に盛り込まれたのかなということを、ちょっとふと思いましたので、もし市の方でこういう考え方なんですということが伺えればいいなと思っておりますが、いかがですか。

（佐伯委員長）

事務局お願いします。

（事務局：篠田次長）

この地域の特性というものを市自体がどうとらえているかということになるかと思いますがけれども、考え方としては、地域ごとにそれぞれさまざまな特性を持っていて、多様性があるということを踏まえた上での特性で、それぞれの地域ごとに応じた施策、地域の特性を踏まえた施策を推進しますということです。

（佐伯委員長）

小野委員いかがですか。

（小野委員）

今の説明で、どうとらえるか、よく分かりました。

それであれば、この文言をずっと読んでいくと、木更津市はこういう特性があるから、それに合わせていくと私答えてしまったので、市内の地域ごとの特性に合わせてやっていくという、そういう意味合いということが分かりましたので、そのように説明した方がいいのかどうかは、ちょっと市の方の文章を作る上での判断にお任せしますが、意味合いはよく分かりました。ありがとうございました。

（佐伯委員長）

そうですね。どうせだったらいろいろな地域の多様性に即したっていうのが分かるように、ちょっとだけ変えたらいかがでございましょうか。

他に何かございますか。それでは、もし思いつかれたことがあれば、また企画の方に問い合わせさせてくださっても構いません。

それでは、次の議題の方に移らせていただきたいと思います。

５ 議題２ その他

（佐伯委員長）

次は事務局からの報告ということになりますけれども、事務局から今後の策定のスケジュール等についてお願いいたします。

（事務局：松木）

前回、第４回の委員会を３月１７日に開催するというお話をさせていただいたんですけれども、議会の予算審議と重なってしまいまして、この日に開催することができかねる状況に

なっていましたので、3月11日の金曜日、また同じ14時から開会をさせていただきたいと思います。

先ほどもご説明をさせていただきました条例制定の件なのですが、関係課との協議どうか、既存の上位条例などと調整をしないといけませんので、来年度、1年かけて条例の制定を行おうと考えております。

計画を作りながらいろんな市町村の事例を集めて、研究・分析をして、次回3月11日の委員会までに、大体こんな感じのコンセプトで、やれたらいいかなというようなご説明をさせていただきたいと考えております。

そのあと年度が変わりまして、4月、5月である程度まとめてしまいまして、総務課等と協議を行って、庁内照会を経たのち、議会を経由して12月に制定できるようにという風に考えておりますので、また来年度、委員会の中でご意見をいろいろ頂戴すると思いますので、皆様ご協力をお願いいたします。私からは以上です。

（佐伯委員長）

ありがとうございます。

今の松木さんからの説明につきまして、委員の皆様何かご質問等ございますでしょうか。

そうしますと次は約45日後の3月11日金曜日の14時からということになりますね。コロナの影響によってズームになるのか、それとも今まで通りになるのかということは、原則今まで通りだと思いますけれども、ご連絡はいただけるという風に考えていてよろしいのでしょうか。

（事務局：松木）

次回開催時において、最も適切な形で会議を行いたいと思いますので、なるべく早めにご連絡を差し上げるようにいたします。

（事務局：羽賀係長）

今回ご審議いただいた第5次の計画なのですが、この後ですね、1月から2月にかけて議会で計画案を説明させていただいて、その後、パブリックコメント、意見公募を実施する予定となっております。

議会に説明するのが今月の26日の総務常任委員会協議会というところで説明をするわけなのですが、また、この後、計画をご覧いただいて、委員の皆様から何かご意見等があれば事務局にご連絡いただいて、こちらの考え方と調整した上で、修正なども対応したいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

パブコメ終了後、最終的に市民からの意見等を反映させまして、第4回、3月11日の委員会で最終的に決定するという形、答申をいただくという形で進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

（佐伯委員長）

それでは以上で本日の議事については終了いたします。

慣れない中の皆様いろいろな進行にご協力をいただきましたこと、とても感謝申し上げます。

す。それでは司会の方の方に進行をお返しいたしたいと思います。

（事務局：羽賀係長）

佐伯委員長、どうもありがとうございました。また、皆様、多くの意見を誠にありがとうございました。

以上で令和３年度第３回木更津市男女共同参画推進委員会を閉会いたします。

それでは、長時間にわたり、どうもありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和４年３月１８日

木更津市男女共同参画推進委員会委員長

佐伯 康子